

## 第 8 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成26年8月28日(木) 午後2時00分

場 所 津市美杉総合開発センター 1階 会議室

出席部会委員	25	伊藤 武則	26	稲葉 和久	27	大井 一司	28	鈴木 照正
	29	田口 慶則	30	諸戸 善昭	31	上川 洋文	32	田中 竹次
	33	守山 孝之	35	池田 昌司	37	岸野 隆夫	39	藤田 武
	40	結城 晋三	42	片岡 眞郁	47	中谷 秀也		

以上15名

欠席部会委員 36井谷 功・38中川 和雄

出席部会員外委員 34浅井 競

議 長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 飯田事務局長・鈴木事務局次長・中西担当副主幹

総合支所 久居：加賀主査 一志：片山担当主幹 白山：前田担当副主幹  
美杉：小林担当副主幹

議事録署名者 31番 上川 洋文・42番 片岡 眞郁

事 項

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について (所有権移転)
  
- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について (農業委員会許可・所有権移転)
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について (農業委員会許可)
- 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
(農業委員会許可・所有権移転)
- 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
(農業委員会許可・賃貸借権)
- 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
(農業委員会許可・使用貸借)
- 議案第6号 農地利用集積円滑化事業規程の変更の決定について
- 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定  
について <別冊>

## 議 事 の 大 要

- 議 長      それでは、第8回第2農地部会を開会させていただきます。  
本日の欠席委員は、井谷委員と中川委員、お二人でございますので、よろしく  
お願いします。  
また、上川委員と片岡委員、議事録署名よろしくをお願いします。  
それでは、初めに、会長の専決等の報告事項に入ります。報告第1号から報  
告第3号につきまして事務局から一括して報告を願います。
- 事 務 局      議案書の1ページをお願いいたします。  
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてございま  
す。  
番号1から5の5件で、面積は、田で12,502㎡でございます。  
これにつきましては、農地の賃貸借を、貸し人、借り人、双方の合意により  
解約したものであります。  
2ページをお願いいたします。  
報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてござい  
ます。  
番号1、資材置場用地の1件で、面積は、畑で102㎡でございます。  
3ページから4ページをお願いいたします。  
報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権  
移転）でございます。  
番号1、住宅の敷地拡張、番号2、建売分譲住宅用地、番号3、一般個人住  
宅用地、番号4、分譲住宅及び進入路用地、番号5、建売分譲住宅用地の5件  
で、4ページになりますが、合計面積は、8,655.69㎡で、この内訳は、  
田が5,072.72㎡、畑が3,024.79㎡、その他、これは台帳地目  
が原野、宅地等で、現況地目が畑になりますが、558.18㎡でございます。  
報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしくをお願いします。
- 議 長      ありがとうございます。  
ただいま事務局から報告がありましたとおりでございますので、よろしくお  
願いします。  
それでは、議案事項に入らせていただきます。  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許  
可・所有権移転）を議題とします。事務局、説明をお願いします。
- 事 務 局      5ページをお願いいたします。  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許  
可・所有権移転）でございます。  
番号1、地区 八ッ山、受け人 \_\_\_\_\_、面積10,244㎡、渡し人  
\_\_\_\_\_, 面積10,244㎡、申請地 白山町山田野\_\_\_\_\_, 台帳地目・  
現況地目とも畑、面積184㎡です。  
これにつきましては、親子間の生前部分贈与になります。  
番号2、地区 八ッ山、受け人 \_\_\_\_\_、面積4,153㎡、渡し人  
\_\_\_\_\_, 面積3,657㎡、申請地 白山町八対野道山垣内\_\_\_\_\_, 台  
帳地目・現況地目とも田、面積1,955㎡ 外1筆で、合計面積2,380

m<sup>2</sup>。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

以上、件数は2件で、合計面積は2, 564 m<sup>2</sup>、その内訳は田が2, 380 m<sup>2</sup>、畑が184 m<sup>2</sup>でございます。

いずれの案件も、農業を真面目に行い、農機具も保有しており、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

はい、ありがとうございます。

事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

池田委員

35番 池田です。1、2と説明させていただきます。

1番は白山中学校から橋を渡っていただいて、信号を越えると山田野という集落がございまして、東から西へ行って右側に\_\_\_\_\_があるところです。事務局の説明どおり問題はありません。

2番は、国道165号線で最終の信号を青山を向いて左へ曲がっていただきますと垣内という集落がございまして。そこから300m右へ100mぐらいにその土地があります。これも事務局の説明どおりでございます。何ら問題がないと思いますのでよろしくお願いします。

議 長

はい、ありがとうございます。

地元委員より説明がありましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。いかがですか。

部会委員

<一同 意見なし>

議 長

よろしいですか。それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員

<一同 異議なし>

議 長

異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することと決定したいと思います。

続きまして議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）を議題とします。事務局、説明をお願いします。

事 務 局

6ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。

番号1、地区 久居、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 久居明神町北狭間 \_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積1, 626 m<sup>2</sup>です。

これにつきましては、申請地を貸し駐車場用地とするものですが、平成20年10月ごろ既に整地されており、始末書の提出がありますことから追認しよ

うとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 家城、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 白山町北家城開下\_\_\_\_\_  
台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積586㎡。

これにつきましては、昨年10月に、転用目的を駐車場として農地法第5条の許可をした案件ですが、現地では、太陽光発電設備を設置しており、転用目的を変更した旨の始末書が提出されております。

また、所有権は既に申請人に移転されておりますことから、今回、農地法第4条による許可として追認しようとするものです。パネル設置面積は331㎡で、転用面積の約56%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件、合計面積は2,212㎡で、その内訳は、田が586㎡、畑が1,626㎡でございます。

いずれの案件も農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。

事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

田口委員 29番 田口です。1番、場所は、\_\_\_\_\_から東へ500mぐらい行ったところに\_\_\_\_\_という\_\_\_\_\_がありますけれども、そのすぐ隣です。事務局の説明のとおりですのでよろしくお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。2番、お願いします。

浅井委員 34番 浅井です。家城の2番について説明をさせていただきます。21日の午後1時過ぎから事務局と地元委員3名で現地の確認を行いました。場所は、家城に\_\_\_\_\_があるんですが、それから八ツ山へ抜ける結構広い道がついておりまして、雲出川に橋がかかっているんですが、それを渡った左側に80戸ぐらいの集落があります。そこが北家城という集落なんですが、その集落のやや東側に\_\_\_\_\_があるんですが、その\_\_\_\_\_の約50mぐらい南が現地でございます。太陽光発電ということで何ら問題がないんじゃないかと思えます。事務局の説明どおりでございますので、よろしくご審議のほどお願いします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。

ただいま地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見お伺いしたいと思えます。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することと決定し

たいと思います。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題とします。

なお、この議案の中に守山会長に関する案件がございますので、6番を8番の最後にさせていただきますので、よろしく申し上げます。事務局、説明お願いします。

事務局

7ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、受け人 \_\_\_\_\_、渡し人 \_\_\_\_\_、申請地 久居北口町駒ヶ谷 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積659㎡ 外1筆で、合計面積788㎡です。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は274.42㎡で、転用面積の34.8%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 久居、受け人 \_\_\_\_\_、渡し人 \_\_\_\_\_、申請地 久居明神町峽見山 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積709㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は353㎡で、転用面積の49.8%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 久居、受け人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、賃借人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡し人 \_\_\_\_\_、申請地 戸木町宝録 \_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 畑、面積840㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、資材置場兼駐車場用地に転用し、本年10月から10年間、賃借人に貸し付けるものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 久居、受け人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡し人 亡き \_\_\_\_\_ 相続人 \_\_\_\_\_ 外3名、申請地 新家町岸角 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積380㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。

なお、周辺農地につきましては、前回部会で既に太陽光発電施設用地として転用許可がされています。パネル設置面積は203.49㎡で、転用面積の52.99%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 波瀬、受け人 \_\_\_\_\_ 外1名、渡し人 \_\_\_\_\_、申請地 一志町波瀬大世古 \_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積336㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け車庫用地とするものですが、昭和62年9月に既にこの目的で転用されており、渡人から始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 川合、受け人 \_\_\_\_\_、渡し人 \_\_\_\_\_、申請地 一志町小山鳥居ノ本 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積298㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 高岡、受け人 \_\_\_\_\_、渡し人 \_\_\_\_\_、申請地 一志町高野屋敷田 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積328㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、番号6を除きまして、件数は7件、合計面積が3,679㎡、その内訳は、田が4,245㎡、畑が2,181㎡でございます。

いずれの案件も農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がございました。現地に立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

稲葉委員

26番 稲葉です。21日に現地確認に行ってみりました。場所は \_\_\_\_\_ の隣接で、近くにあります。事務局の説明どおり何ら問題ないと思われまので、よろしくご審議のほどお願いします。

続いて、番号2です。同じ日に現地確認に行ってみりました。場所は \_\_\_\_\_ の南側で主要地方道の久居河芸線沿いにあります。これも事務局の説明どおり何ら問題ないと思われまので、よろしくご審議お願いします。以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。3番、お願いします。

大井委員

27番 大井です。この案件も同じく21日に現地確認に行ってみりました。場所は久居から国道165号線を西に向いた、青山高原のほうを向いて走って、 \_\_\_\_\_ の交差点を右に曲がり、 \_\_\_\_\_ のほうに入っていくと500mぐらいで久居稲葉線に当たります。それを左に行くと \_\_\_\_\_ があり、そのちょうど道の向かい側に、 \_\_\_\_\_ の資材置場が以前からありまして、それに隣接する北側の土地で、農地になってはいますが、現地はこれぐらいの草で本当の耕作放棄地のような状況でして、周りに水田があるんですけども、貸駐車場と足場のパイプを置くということで、特に雨水の問題もないと思います。詳細は事務局の説明どおりですので、よろしくお願いします。

議 長

ありがとうございます。4番、お願いします。

田口委員

29番 田口です。この案件は、 \_\_\_\_\_ の北側で、先月も許可をおろした土地の一部が相続できていなかったということで、今回、相続ができたということで、申請が出てきました。事務局の説明どおりですので、よろしくお願いします。

議 長

ありがとうございます。5番、お願いします。

上川委員

31番 上川です。21日に現地確認しまして、これは古民家を購入されまして、そこに車庫が畑に建っておりました。ということで、始末書等も全て出ておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長	ありがとうございます。7番、お願いします。
田中委員	<p>32番 田中です。8月21日の日に委員3名と事務局2名で現地を確認いたしました。場所につきましては、一志嬉野線で踏み切りを越えますと虹が丘へ入っていく道路がございます。その角のところに_____がありまして、それから西へ100mほどのところに現地があります。内容については事務局の説明どおりですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>それから8番ですが、これについては同じ日に確認をいたしました。場所は一志出家線の_____があるんですが、その真西側というふうなことで現地を見ました。内容については事務局の説明どおりですので、ひとつご審議よろしくお願ひします。以上でございます。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺ひしたいと思ひます。よろしいですか。</p>
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	<p>それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号の1番、2番、3番、4番、5番、7番、8番について、これにご異議ございませんか。</p>
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第3号の1番、2番、3番、4番、5番、7番、8番については許可することを決定したいと思ひます。</p> <p>次に、番号6につきまして、農業委員会等に関する法律第24条の議事参与の制限に該当しますので、守山会長の一時退席をお願ひします。</p> <p>(守山会長退席)</p>
議 長	それでは、議案第3号の6番の説明、事務局、説明お願ひします。
事務局	<p>番号6、地区 川合、受け人 有限会社_____ 代表取締役 _____、渡し人 _____、申請地 一志町八太鮫_____、台帳地目・現況地目とも田、面積2,697㎡。</p> <p>これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、11区画の建売分譲住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。</p> <p>この案件につきまして、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>事務局より説明がございましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺ひいたします。お願ひします。</p>
田中委員	<p>32番 田中です。この案件につきましても、同じ日に確認をいたしました。この案件については本庁のほうからも立ち会っていただきました。場所につき</p>

ましては、\_\_\_\_\_の西の方になるんですが、それと\_\_\_\_\_との丁度中間ぐらいのところでございます。内容については事務局説明どおりですので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

議 長 はい、ありがとうございます。  
地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺ひしたいと思います。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号の6番について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号の6番については許可することと決定したいと思います。それでは、入室をお願いします。

(守山会長入室)

議 長 続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(農業委員会許可・賃貸借権)を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 8ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(農業委員会許可・賃貸借権)でございます。

番号1 地区 栗葉、借り人 \_\_\_\_\_株式会社 代表取締役 \_\_\_\_\_、貸し人 \_\_\_\_\_、申請地 稲葉町上鴻野 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積24㎡ 外4筆で、合計面積1,479㎡です。

これにつきましては、借り人は、貸し人と20年間の賃貸借契約をし、太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は1,091.14㎡で、転用面積の73.8%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

件数はこの1件で、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。  
事務局より説明がございましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺ひします。お願いします。

鈴木委員 28番 鈴木です。21日に地元委員と事務局で現地確認に行つてまいりました。場所は農免道路沿ひに\_\_\_\_\_があるんですけども、それから北へ行くと稲葉へ行く地方道がありまして、それを2kmぐらい北へ行きまして、そしてちょうど\_\_\_\_\_の東側ぐらいになる、周辺については一部事業所とか住宅が建つておりまして、何ら問題はないかと思ひます。詳細については事務局



の説明どおりですし、またこれも転用面積が多いので午後から本庁職員と会長職務代理と確認に行っていました。以上、よろしくご審議をお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。  
地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することと決定したいと思います。  
続きまして、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員許可・使用貸借）を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 9ページをお願いいたします。  
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。  
番号1、地区 倭、借り人 \_\_\_\_\_、貸し人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町南出門田\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積61㎡ 外1筆で、合計面積352㎡。  
これにつきましては、借り人は、貸し人と20年間の使用貸借契約をし、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。  
パネル設置面積は179.55㎡で、転用面積の51%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。  
以上、件数は1件、いずれも畑で合計面積は352㎡です。  
これらの案件につきまして、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。  
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。  
事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。

浅井委員 34番 浅井です。倭、番号1について説明をさせていただきます。この案件につきましても、21日の午後から現地の確認を行いました。本来、井谷委員の説明する場所ですが、欠席でございますので、私のほうから説明させていただきます。場所は皆さんご承知かと思うんですが、\_\_\_\_\_があるんですが、その南に\_\_\_\_\_という施設がございます。その真西側でございます。草がいつから刈らんのか分からないぐらい生えている。その隣に1軒家が建っておる

んですが、今度、この太陽光発電でそれが解消できるので喜んでもらえるんじゃないかというふうに思いました。何ら問題がないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。以上でございます。

議長 はい、ありがとうございます。  
地元委員より説明がございましたが、皆様方のご意見をお伺いします。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第5号については許可することと決定したいと思います。  
続きまして、議案第6号 農地利用集積円滑化事業規程の変更の決定についてをお願いします。事務局、説明をお願いします。

事務局 10ページをお願いいたします。  
議案第6号 農地利用集積円滑化事業規程の変更の決定についてでございます。  
三重中央農業協同組合から農地利用集積円滑化事業規程の変更承認申請が市当局にあり、これを受けて、市当局から、農業委員会での決定についての審議依頼がきております。  
これは、農業経営基盤強化促進法第11条の12第2項において準用する同法第11条の11第4項の規定に基づくもので、市が規程の変更を承認する際には、農業委員会の決定を経た上で行うと定められておりますことからご審議をお願いするものです。  
この規程は、農協がかかわる農地の貸し借りなどの要領を定めているものです。  
変更の内容は、農地中間管理事業の創設と農地保有合理化事業の廃止に伴う条文の改正になります。  
この表は、変更になる部分を新旧の対照表で挙げております。  
表の中の列、現行の欄ですが、第4条第2項の太字で「農地保有合理化法人が行う農地保有合理化事業（第4条第2項に規定する事業をいう）」を、左の変更後の列の太字になりますが、「農地中間管理機構が行う特例事業及び農地中間管理事業」に改めるものです。  
また、現行の欄、下の行ですが、第11条第2項では、2カ所あります「農地保有合理化法人」を、左の変更後の列にありますように、それぞれ「農地中間管理機構」に改めるものです。  
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。  
事務局より説明がありましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。

す。これについて何か、よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第6号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第6号については決定したいと思います。続きまして、別冊としてお配りいたしました議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

別冊の津市農用地利用集積計画をお願いします。

表紙の次で、農用地利用集積計画地区別集計表をごらんください。

各地区別に、下の合計欄でご説明いたします。

久居地区につきましては、今回、集積はございませんでした。

一志地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で8,062㎡、畑の使用貸借で1,382.91㎡、契約件数は4件でございます。

白山地区につきましては、田の賃貸借で6,592㎡、畑の使用貸借で786㎡、契約件数は2件でございます。

美杉地区につきましては、田の使用貸借で2,038㎡、畑の賃貸借、使用貸借で3,808㎡、契約件数は4件でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて16,692㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて5,976.91㎡で、合計契約件数は10件、合計面積は22,668.91㎡となっております。

次に、認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は、一志地区の1件で、面積は296㎡でございます。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。  
事務局からの説明がありましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第7号についてご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第7号について適正であると認め、市長に進達することといたします。  
以上で本部会に付議されました議案は全て審議をいただきました。ありがとうございました。

午後2時35分

上記は、第8回第2農地部会の議事を録したものである。  
平成26年8月28日

議 長

出席委員

出席委員